

中京大学と芝浦工業大学との 連携・協力に関する協定書

中京大学と芝浦工業大学（以下「両大学」という。）は、両大学の建学の精神のもとに、相互の特色を活かした交流を図り、教育・研究において両大学の包括的な連携・協力を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教職員・学生の交流の推進等、教育と研究の両面にわたって広く連携・協力を図り、双方の学術研究の成果を共有すること等により、21世紀における両大学のさらなる発展を目指すとともに、社会にその成果を還元し、我が国の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 本協定による主な連携・協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・研究に関すること
- (2) 教職員・学生の交流に関すること
- (3) その他、本協定の目的に沿う事項

（連携・協力事項の実施）

第3条 前条に掲げる事項に関する具体的な事業計画の策定及び実施については、両大学においてそれぞれ担当部署を定め、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定成立の日から2020年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の6か月前までに、両大学のいずれからの特段の申出がなされない時は、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（雑則）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両大学で協議の上定めるものとする。

本協定書は2通作成し、両大学がそれぞれ1通を所持するものとする。

中京大学 学長

安村 仁志

2018年 10月 26日

芝浦工業大学 学長

村と雅人

2018年 10月 26日